

低未利用土地等確認書交付のための提出書類等チェックリスト

チェック	提出書類	確認事項・留意点	備考
1 土地売買の確認(以下の書類を全て提出すること)			
<input type="checkbox"/>	別記様式①-1 (低未利用土地等確認申請書)	・ 土地の譲渡(売買)が令和2年7月1日～令和7年12月31日の間に行われているか。	
<input type="checkbox"/>	売買契約書の写し		
2 低未利用土地等であることの確認(以下のいずれかの書類を1つ提出すること)			
<input type="checkbox"/>	① 空き家バンク等への登録が確認できる書類	・ 村上市が運営する空き家バンクに登録していたか。 ・ 上記以外の場合、宅地建物取引業者の資格を有する者が運営している空き家・空き地バンクに登録しているか	村上市役所市民課又は運営者に直接問い合わせてください。
<input type="checkbox"/>	② 宅地建物取引業者の広告	・ 広告を出している者が宅地建物取引業の資格を有しているか。	
<input type="checkbox"/>	③ 電気・水道・ガスの使用中止日が確認できる書類	・ 電気・水道・ガスの使用中止日が譲渡(売買)契約よりも1カ月以上前であるか。	各事業者に、直接問い合わせてください。
<input type="checkbox"/>	④ ①～③の書類が提出できない場合 別記様式①-2又は2方向以上から撮影した写真	・ 宅地建物取引業者が低未利用土地等であると証しているか。 ・ 2方向以上からの写真を添付しているか。	
3 譲渡(売買)後の利用についての確認(以下のいずれかの書類を1つ提出すること)			
<input type="checkbox"/>	(1) 別記様式②-1 宅地建物取引業者の仲介による譲渡(売買)	・ 必要事項の記載及び買主の「署名」があるか。 ※ 譲渡(売買)後の利用・用途について、都市計画法や建築基準法等を遵守する以外の要件はないが、低未利用土地等のままとっていた場合は、本特例措置の対象にはならない。	契約後、長期間が経過し、買主の署名が得られない場合等に使用すること。
<input type="checkbox"/>	(2) 別記様式②-2 相対取引による譲渡(売買)		
<input type="checkbox"/>	(3) 別記様式③ (1)～(2)の書類を提出できない場合		
4 土地の所有期間についての確認(以下の書類を全て提出すること)			
<input type="checkbox"/>	登記事項証明書の原本	・ 譲渡(売買)契約のあった年の1月1日において、申請のあった土地等の所有期間が5年を超えているか。 ※ 適用を受けようとする低未利用土地等と一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆し、既に本特例措置を受けている場合は対象にならない。	